

職員の懲戒処分等について

香芝市職員の懲戒処分等に関する指針に基づき、下記のとおり、職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

記

1. 所 属

福祉健康部 生活支援課

2. 管理職員、一般職員の別

一般職員（男性 社会福祉士 39歳）

3. 処分内容

懲戒免職

4. 処分理由（事案の概要）

被処分者は、自宅より自家用車を運転し、令和2年2月9日(日)午後1時35分頃に香芝市穴虫の市道で、交通事故（物損）をおこし、その際、無免許の上、警察官による呼気検査で基準を超えるアルコールが検出されたことから酒気帯び運転等により検挙され、その後逮捕されたことから処分を行ったものである。

また、上司である福祉健康部長、福祉健康部次長及び生活支援課長の3名について、管理監督責任として口頭厳重注意とした。

5. 処分年月日

令和2年2月27日

※問い合わせ

香芝市 企画部人事課（直通 TEL 0745-44-3324）